

# 生活困窮者等支援民間団体活動助成事業（令和3年度補正予算）

## 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援活動を実施する民間団体の取組を支援することを目的とする。

## 事業内容

生活困窮者等の孤独・孤立対策に関して、N P O等が独自に行う先駆的・効果的な支援活動に対して重点的に支援を行うために、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業（以下「WAM助成」という。）に、新たに「生活困窮者等支援民間団体活動助成事業」を創設

## 事業スキーム図

WAM助成の中に、新たに  
「生活困窮者等支援民間団体活動助成事業」を創設



## 募集期間等

令和3年12月20日(月)～令和4年1月24日(月)

### ■募集に関する問合せ先

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル9階  
 独立行政法人福祉医療機構 N P Oリソースセンター N P O支援課  
 電話 03-3438-4756 月～金：AM9:00～PM5:00（祝日除く）

## 助成事業概要

	地域連携活動支援事業	全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
事業の内容	①新型コロナウイルス感染症等の影響から、孤独・孤立に陥っている生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供その他生活上の支援を行うことにより、社会的なつながりを構築・維持する事業  ②上記の生活困窮者等の支援を行う民間団体に対して、支援活動の実施にあたっての助言、ネットワークの構築等の中間的支援を行う事業	
範囲	同一の都道府県内で活動する事業	支援する対象者が一つの都道府県域を超えて広域にわたる事業
助成金額	50～700万円	<b>50～900万円</b> 4以上の都道府県を網羅し、大規模かつ広範囲に活動を行う事 業の場合 <b>上限2,000万円</b>
助成対象者	次のすべての要件を満たす団体とする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会福祉の振興に寄与する事業を行う、営利を目的としない次の団体 社会福祉法人、医療法人、公益法人（公益社団法人又は公益財団法人）、N P O法人（特定非営利活動法人）、一般法人（法人税法上の非営利型法人の要件を満たす一般社団法人又は一般財団法人）、その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体</li> <li>(2) 生活困窮者やひきこもり状態にある者等（以下「生活困窮者等」とい う。）に対する支援に関する活動を行う民間団体であり、原則として1年以 上の活動実績を有すること。</li> <li>(3) 孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者等を支援するための連携体 制を有すること。</li> </ol>	

詳細情報  
(WAMホームページ)

[https://www.wam.go.jp/hp/r3hosei\\_wamjyosei/](https://www.wam.go.jp/hp/r3hosei_wamjyosei/)

## 想定される事業内容例

### テーマ1 「孤独・孤立に陥っている生活困窮者・ひきこもり状態にある者等に対し、社会的なつながりを構築・維持する事業」

#### <事業の内容>

新型コロナウイルス感染症等の影響から、孤独・孤立に陥っている生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供その他生活上の支援を行うことにより、社会的なつながりを構築・維持する事業

テーマ	主たる事業の例	想定される事業内容（例）
1	生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対する支援事業	一都道府県内又は広域的な活動を行っている団体において、下記①～⑥に掲げる取組を単独又は組み合わせて行う事業
①	電話・SNS等による相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内又は広域において相談の受付が可能な体制を整備し、電話・SNSを用いて様々な困難や悩みを抱える者の相談を行う</li> <li>・相談内容に応じて地方自治体や支援団体につなぐなど各支援機関等を連携した支援を行う など</li> </ul>
②	住まいの確保や安定的居住のための見守り等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援団体において、空き住居等を確保し、住まいの確保が必要な生活困窮者等に対してサブリース等により住まいを提供する</li> <li>・訪問の他、電話やメール、SNS等を活用し、生活支援や見守り、相談に応じる体制を整備する など</li> </ul>
③	就労に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の気持ち等に寄り添った就労等への相談支援の実施</li> <li>・これまで経験してきた業種以外への転職も含めた就職活動支援 など</li> </ul>
④	食料の支援、居場所づくり、学習の支援その他の生活上の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮世帯等に対して感染防止対策を講じた上で食事会やフードパントリーなど食料の支援とあわせて抱えている悩み等の相談を受ける</li> <li>・居場所など交流の場について小規模での分散実施やりモート等を組み合わせた実施</li> <li>・コロナ禍で居場所がなくなった子どもに対して、店舗等の協力を得て食事の提供と学習支援を組み合わせて実施したり、オンラインを活用した学習支援・相談支援を実施</li> </ul>
⑤	地域活動等での就労体験による社会参加支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者等の受け入れ・就労体験が可能な地域活動や事業の創出・開拓、既存の活動（認定就労訓練事業等）の拡充</li> <li>・就労体験を行う生活困窮者等に対する事業所への同行 等の伴走支援 など</li> </ul>
⑥	その他、民間団体の創意工夫や地域に密着した支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外の方法により実施する支援</li> </ul>

## テーマ2 「生活困窮者・ひきこもり状態にある者等の支援を行う民間団体に対し、中間的支援を行う事業」

### ＜事業の内容＞

生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に支援を行う団体に対して、支援事業の実施に当たっての助言、ネットワークの構築等の中間的支援を行う事業

テーマ	主たる事業の例	想定される事業内容（例）
2	生活困窮者及びひきこもり状態にある者に対する支援を行う団体の支援に関する事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活困窮者等の支援を行う団体の運営や事業の実施・継続の支援</li><li>・生活困窮者等の支援を行う団体同士のネットワーク構築に関するコーディネート支援</li><li>・生活困窮者等の受け入れ・就労体験が可能な地域活動や事業の創出・開拓を行う団体の立ち上げや事業展開に関する支援</li><li>・生活困窮者等の支援を行う者への人材育成等の支援</li><li>・各事業実施団体や活動内容の広報や地域住民等に対する理解促進に関する支援 など</li></ul>